

東京高等裁判所 令和●●年（〇〇）第●●号 不当利得返還請求控訴事件

国側当事者・国

令和2年12月3日棄却・確定

（第一審・東京地方裁判所、令和●●年（〇〇）第●●号、令和2年6月25日判決、本資料・徴収関係判決平成31年（令和元年）判決分（順号2020-15））

## 判 決

控訴人	X
被控訴人	国
同代表者法務大臣	上川 陽子
同指定代理人	河村 浩幸
同	須波 敏之
同	伊藤 芳樹
同	小林 徹
同	八野 沙絵

## 主 文

- 1 本件控訴を棄却する。
- 2 控訴費用は控訴人の負担とする。

## 事 実 及 び 理 由

### 第1 控訴の趣旨

- 1 原判決を取り消す。
- 2 被控訴人は、控訴人に対し、8万8410円及びこれに対する令和2年6月25日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

### 第2 事案の概要

- 1 本件は、武蔵野税務署の徴収職員が、滞納国税を徴収するため、控訴人名義の普通預金口座の残高のうち8万8410円の払戻請求権（以下「本件預金債権」という。）を差し押さえ（以下、この差押処分を「本件差押処分」という。）、これを取り立てたこと（以下「本件取立て」という。）について、控訴人が、上記滞納国税が消滅時効により消滅していること、本件差押処分が国税徴収法77条に違反し違法無効であること等を主張して、被控訴人に対し、誤納金返還請求権又は不当利得返還請求権に基づき、8万8410円及びこれに対する原判決言渡しの日である令和2年6月25日から支払済みまで年5分の割合による還付加算金又は遅延損害金の支払を求める事案である。

原審は、控訴人の請求を棄却したところ、控訴人が控訴した。

- 2 関係法令等の定め、前提事実、争点及び争点に関する当事者の主張の概要は、原判決4頁18行目の「合意をし」の次に「(以下、この合意を「本件合意」という。)」を加えるほかは、原判決の「事実及び理由」中「第2 事案の概要」の1から4までに記載のとおりであるから、

これを引用する。

### 第3 当裁判所の判断

1 当裁判所も、控訴人の請求は理由がないものと判断する。その理由は次のとおり改め、控訴理由に鑑み後記2を付加するほかは、原判決の「事実及び理由」中「第3 当裁判所の判断」に記載のとおりであるから、これを引用する。

(1) 原判決12頁1行目の「しているところ」の次に「、この計算方法は、所得税法12条の規定に従ったものであり」を、同2行目の「本件各更正処分が」の次に「憲法24条に反し」をそれぞれ加え、同2行目の「主張する」を「主張し、本件合意が成立していることの証拠として甲第2号証の確認書を提出する」に改める。

(2) 原判決12頁3行目の「所得税法は」の次に「生計を一にする夫婦の所得の計算について」を加える。

(3) 原判決17頁6行目の「いえるか否か」から同7行目の「考慮した上で」までを「いえ」に改める。

(4) 原判決20頁24行目冒頭から同21頁4行目末尾までを削る。

#### 2 控訴理由について

控訴人は、控訴人夫婦は生計を同一にしておらず、本件合意に従った確定申告は所得税法に違反せず、これを認めないことは、憲法13条、同24条、民法752条、私的自治の原則、契約自由の原則、法治国家の正義公平の原則の全てに違反し、違法であると主張する。

しかし、所得税法12条は、実質所得者課税を採用しているところ、ある収入が誰に帰属するかという問題は、単に当事者の合意や意志によって決定されるものではなく、現実に収入を享受する者に収入が帰属するとして認定すべきものであり、本件合意に従った確定申告を認めないことは何ら憲法13条、同24条、民法752条、私的自治の原則、契約自由の原則、法治国家の正義公平の原則に違反しない。本件各更正処分に重大かつ明白な瑕疵があるとはいえない。

3 以上によれば、控訴人の請求を棄却した原判決は相当であって、本件控訴は理由がないから、これを棄却することとして、主文のとおり判決する。

東京高等裁判所第2民事部

裁判長裁判官 白石 史子

裁判官 見米 正

裁判官 野口 宣大